別表第二の発電所の項一の下欄1の⑽及び同項二の（一）の下欄⑽中「掲げるもの」を「掲げる原動力」に改め、同項二の（二）の1の(1)のイの下欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え（大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）	

別表第四の七の項及び八の項の下欄中「若しくは摩砕機」を「、摩砕機、ふるい若しくは分級機」に改める。

別表第五の一の項（七）中「送風機、通風機、空気圧縮機、破砕機、粉砕機又は摩砕機」を「空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい又は分級機」に改め、同項（八）中「又は摩砕機」を「、摩砕機、ふるい又は分級機」に改める。

別表第七第三項中「出力五百キロワット以上二千キロワット未満の」を削る。

様式第十八中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

様式第五十六を次のように改める。

様式第56　削除

様式第六十九中「第50条の2第3項、第52条第3項」を「第51条第3項」に改める。

様式第七十中「事業所（事務所）変更届出書」を「名称等変更届出書」に、「事業所（事務所）の」を「名称等の」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第五条　電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第三の発電所の項一の添付書類の欄中

「大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙（大気汚染防止法第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書	を「第一説明」を設置する場合は、ばい煙（大気汚染防止法第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

に改める。

別表第四中九の項を十の項とし四の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの	大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事

別表第五の一の項（九）を（十）とし、（四）から（八）までを（五）から（九）とし、（三）の次に次のように加える。

（四）　水銀排出施設	1　水銀排出施設の種類、容量及び個数	水銀等に関する説明書	

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第六条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第五十一条第三項の審査」の下に「（以下「使用前安全管理審査」という。）」を加え、「直近」を「前回」に改め、「法第五十一条第七項の通知」の下に「（以下この条において単に「通知」という。）」を加え、「当該通知を受けた日から三年を超えない時期」を「前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間」に、「当該時期に」を「当該組織が」に改める。

第四条を削る。

第五条中「別表第五」を「別表第四」に、「直近」を「前回」に、「定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている」を「電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織である」に改め、「であって、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったもの」を削り、「当該時期に」を「当該組織が」に改め、同条を第四条とする。

別表第四を削る。

別表第五の一の項（七）の次に次のように加える。

（八）　脱水素設備	十七万七百円（電子申請による場合にあっては、十六万千百円）	

別表第五中二の項の次に次のように加える。

三　風力発電所に属する特定電気工作物	三十四万五千四百円（電子申請による場合にあっては、三十三万五千八百円）		

別表第五を別表第四とする。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第七条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の見出しを「警報及び非常装置等」に改め、同条の次に次の二項を加える。

4　液化ガス用燃料設備は、停電その他の緊急時においても安全に制御できるものでなければならない。

5　液化ガス用燃料設備に係る計装回路には、適切なインターロック機構を適切な箇所に設けなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

2　液化ガス用燃料設備に設置する遮断装置には、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置を講じなければならない。

第五十四条中「第三条第一項第一号」を「第一条第二項第七号」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第八条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る水銀濃度は、当該施設に係る同法第十八条の二十二の排出基準に適合しなければならない。

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第九条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十条　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び同条第二項中「第八項及び第十項」を「第十一項及び第十三項」に改め、同条第二項中「第十九条第十項」を「第十九条第十三項」に改める。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第十一条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。